O_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.022

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.029

O_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02245

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026

O_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.023

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

O_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.023

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

O_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.022

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

O_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.022

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

P_n　病院事業（医療施設整備事業）に充てるため平成15年度以降の平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、P'_nに係るものを除く。）の額に2分の1を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業）に充てるため平成15年度以降の平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成15年度に基本設計等に着手した事業に限り、$P2_n$及び$P2'_n$に係るものを除く。）の額に2分の1を乗じて得た額の合算額

P'_n　病院事業（医療施設整備事業・特別分）に充てるため平成27年度以降の平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に3分の2を乗じて得た額

$P2_n$　災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業）に充てるため平成21年度以降の平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額（$P2'_n$に係るものを除く。）に2分の1を乗じて得た額

$P2'_n$　災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業・特に〇・〇〇三〇五（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇三八二）を、市場公募都市の平成二十四年度における市町村立等病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇三六九を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二八〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇二八〇（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇三三一）を、市場公募都市以外の市町村の平成二十四年度における市町村立等病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇四〇七を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇三〇五を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇三〇五（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇三六九）を、市場公募都市の平成二十五年度における市町村立等病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇一四〇（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇一七八）を、市場公募都市以外の市町村の平成二十五年度における市町村立等病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇一七八（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇二一六）を、市場公募都市の平成二十六年度における市町村立等病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看